

令和7年鉾田市農業委員会1月定例総会議事録

日 時	令和7年1月24日（金）午後2時00分																																																																																		
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>欠</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																														
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																														
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																														
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																														
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																														
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																														
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																														
9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	出																																																																														
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																														
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																														
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																														
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	2番 坪沼美知子 3番 宇佐見達夫																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について 議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 6 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について 議案第 7 号 農業委員会事務局職員の人事について																																																																																		

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について 報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 事 務 局 定刻となりましたので、令和 7 年鉾田市農業委員会 1 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。 会 長 どうも皆さん、こんにちは。先日、大分めっきり寒波が来て寒かったですけれども、今週はやはり過ごしやすい、一番いい天気だなと思っております。湿度が少ないので、インフルエンザ、また例のコロナだったり、やはりそういう伝染病が非常に蔓延しております。やはり皆さんも、くれぐれも体調にはひとつ気をつけていただき、こういう病気にかからないようにお願いいたします。 また、先日でございます。長野県の東御市というところから、鉾田市の農業委員会のタブレットのことで研修に来てくれましたので、両代理と会長の私と事務局で一応十何人だっけ、初めて来たのだけれども、説明させていただきました。やはりタブレットが、こうやって鉾田市で使って、現地調査でいろいろ使っているということで、どういった使い方をするということで現地に行ったらいいのですけれども、東御市というところは、場所はある上田市ならば良く分かるけれど、あの上田市の、こっちから行くと 1 個手前のまちでございます。 やはり研修終わる頃に、研修皆さんに来ていただいたけれども、私のほうからもひとつ質問を 1 個だけさせていただきますと言ったのです。それはどういうことかということで、この鉾田市は一応農業生産高は常に上位、日本でも上位のほうになってはいるのですけれども、太陽光発電のほうは非常に買収が多くなって、農地を守るのに非常に苦慮しているような状況なのですが、東御市のほうはどうですかと言ったら、やはり雪が多いせいか、太陽光の発電は、あまりそういった問題は、まち全体でもそういう意識がないそうです。やはりだから、それは気候で雪が多いせいか、それとも平地のところがそんなにないから、そういう畑、田んぼのところはやられ
--	---

	てしまうと作付面積が少なくなってしまうからやらなくてもいいという感じなのか、そういったものは分かりませんけれども、そういったことは今のところ何の問題も起きてきていないということでした。やはりこの鉾田というところは、今言ったとおり太陽光の業者がいつも狙って、太陽光が常に1年に何件かはかなり来ると思います。 それと、私先週の茨城新聞をちょっと気になって読んだのですが、農林水産省が2023年の全国の農業総産出額が、前年の5.5%増しの9兆4,991億円になったということで公表になりました。これは2023年度だから、今2025年だから2年前のやつが今公表されているということで、ちょっとこれは去年のやつならともかくとして、その前のやつが農林水産省でそういったことで発表されて新聞に載ったので、やはり都道府県別では北海道が1番で断トツで、1兆3,478億円でトップでございます。続いて、鹿児島県が5,438億円、3位はやはり茨城県の4,571億円ということで、2022年と上位の3県は変わらないということで、ただ5.5%農業産出額が増えたということでございますので、昨年度は鹿児島に近づいて、そのうち鹿児島を抜いてくるのではないかなと思っております。やはり、言われたとおりそれには、農地が市としても太陽光ではなくて畑として立派に使ってくれることが、一番産出額が増えるのではないかなと思っております。 それと、去年に引き続いて田んぼの米の値段が倍以上になったということが非常にうれしいことでございます。やはりこの値段が維持されるということは、農業に意欲を示して、皆さんがやはり米でもゆっくり農家としてやっていけるという認識になっていただいて、やはりそうすればこの鉾田市の産出額が、農家が増えるのではないかなと思っておりますので、それには皆さん一人一人がやはり農地を守るように頑張りたいと思っていますので、よろしくお願いします。 いろいろ述べましたが、これにて挨拶に代えさせていただきます。どうもご苦労さまでございます。
事務局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定によりまして会長が当たることになっておりますので、議事進行を飯岡会長にお願いいたします。よろしくお願いします。
議長	それでは、ただいまの出席委員は22名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。

		す。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、2番 坪沼美知子 委員、3番 宇佐見達夫 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 9番、長峰克巳委員、15番、窪伸衛委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号11番を一括して上程いたします。事務局の説

事務局	明を求めます。 番号1番から番号11番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては、11件、地目、畑14筆、田6筆、計20筆。面積は4万365平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買10件、普通贈与1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 森作秀裕委員	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。 10番、森作です。1番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の関係でございます。このたび、■■■■さんの土地を■■■■さんに贈与することになったものでございます。■■■■さんは、米を中心とした農家で、経営面積も4ヘクタールであります。後継者である■■■■さんに贈与し経営の安定化を図りたいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと思われます。つきましては、問題がない案件かと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 海老原康廣委員	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。 18番、海老原です。番号2番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親の代から親交があり、このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、水田を中心とした農家でございます。つきましては、農地法第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 大貫修一委員	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 19番、大貫です。番号3番について説明したいと思います。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんはごく近所の間柄です。この土地ですけれども、■■■■さんのおじいさんの代から、■■■■さんの先祖から借りて作っていた土地ですが、■■■■さんのお宅ではもう農業ができなくて、この際だから買おうかということになっ

議 長 菅谷美尚委員	て、そういう売買が成立したという関係でございます。■さんの土地では、水稻、メロン、サツマイモ等を経営しておる農家でありまして、何も問題ない案件と思いますので、よろしくご審議ください。 続きまして、番号4番から番号6番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。4番についてご説明いたします。 譲渡人、■さんと譲受人、■さんは耕作地が隣で、その関係の知人だそうです。■さんは、サツマイモ、トマト、葉物、稲作などを生産して、実習生を五、六人雇い農業をしている専業農家さんです。■さんが稲作を縮小することになり、■さんとの間で売買の話がまとまったそうです。■さんは、取得した農地でお米を生産するとのことです。問題がない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、5番について説明いたします。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは知人で、■さんが農業を縮小しようと思っていたところ、■さんに相談したら、農産物を増量しようとしている■さんとの間で話がまとまったとのことです。■さんは、取得した農地をサツマイモの作付に使うそうです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、6番について説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは同じ地区の知人だそうです。■さんは、土木業と農家をされており、同地区の■さんが作付していない、少し空いた田を買い取り、自社の重機を使い農地にして稲作をするとのことです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長 永井司委員	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。 5番、永井です。7番について説明いたします。 ■さんは、■に住んでおりますが、勤めながら、今度結婚した■さんという人と農作業を少しずつ広げておりまして、このたびお父さんの知人である■さんの土地を買って経営規模を拡大したいということで、売買だそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長 関根薫委員	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。 17番、関根です。8番について説明いたします。 譲受人、■、代表取締役社長、■さんと譲渡

	人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび、売買が円満にまとまったようです。今まで、個人で■■■■さんは農業をやっていましたが、今度は法人として農地を取得し、新規就農ということで土地を購入してサツマイモ栽培に取り組むということです。既に大型トラクター60馬力クラス3台保有して、小型トラクター5台、そのほかサツマイモ収穫機5台などあります。既に農地のほうは篠などを取り除いて、今年の春サツマイモをしつけるというのに話を伺っています。現場の写真も、私も行って撮ってきました。問題ないと思われますが、皆様ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。9番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の紹介の間柄でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、市外の事業主であります。前回この総会にも、何か確認はしていませんけれども、上がった経緯がありますので、現地に行つての調査は行いませんでした。■■■■さんは、現在、旭のキューリング倉庫のセンターの近くの土地を売買したところにも大規模なハウスを建て、ハウレンソウとかコマツナ、そういった作物をしつけています。経営には問題ないと思われます。問題のない案件だと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは、番号10番、11番についてご説明をお願いします。
梶間幸一委員	24番、梶間です。10番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは近所の関係でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。この土地は、何年も前から作付をしていなくて荒らしていたわけですが、今回相続になったということで売買となつてございます。問題ない案件だと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続いて、11番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは近所の関係でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、後継者として一生懸命働いているところでございます。問題ない案件だと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議	長	それでは、番号１番から番号１１番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号１番から番号１１番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号１番から番号１１番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第２号 農業振興地域整備計画の変更に 対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第２号 「農業振興地域整備計画の変更に 対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事 務 局		令和６年１２月１３日付銚農振第４６１号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められております。土地につきましては、議案書４ページのとおりでございます。申請件数９件、筆数１２筆、面積６，１３２．３７平方メートル、申請目的につきましては、進入路・資材置場、一般住宅ほか記載のとおりでございます。意見書（案）につきましても記載のとおりでございます。令和７年１月２４日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、贈与。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積300平方メートル。譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、自己住宅、135.81平方メートル。事由、現在家族7人で住んでおりますが、手狭となったため、申請地に自己住宅を建築したい。なお、この案件は12月の総会で保留になった案件でございます。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。1番について報告いたします。 去る1月15日、9番、長峰委員、10番、森作、11番、小沼委員、そして事務局と現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細については、地元委員さんお願いいたします。

議 長 山口正重委員	申請地の農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として計画の変更の承認は可と判断いたしました。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。 16番、山口です。申請番号1番についてご説明いたします。 場所は、[REDACTED]を縦山方向に1キロ行ったところの交差点を左に曲がった、50メートルぐらい行った右側になります。この案件は、12月に保留になった案件で、申請者の言い違いで、大型冷蔵庫、大型トラックの箱車があった場所を取り壊して、そこに自己住宅を建てるということで、言い間違いというか、うまく伝えられなかったということです。自己住宅を建てるということで、別に問題はない案件だと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、田、面積996平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、事務所、資材置場、12.47平方メートル。事由、建設業を営んでおりますが、現在利用している資材置場が賃貸契約解除により使用できなくなるため新たな資材置場を申請地に整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

議 長	以上でございます。
森作秀裕委員	現況調査員の調査報告を求めます。 10番、森作です。2番について報告いたします。 場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細については、地元委員さんお願いいたします。 申請地は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。2番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページ右側になります。鹿行大橋交差点を[]に向かい、約1.1キロ地点の左側になります。[]さんが資材置場で借りていた場所が、契約満了に伴い解除されるということで使用できなくなるために、新しい農地に資材置場を造り、使用したいとのことです。なお、[]さんの農地は、もう10年以上耕作されていないような状態でした。問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。

	んか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積41平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、住宅ののり面保護41平方メートル。事由、現在居住している住宅の東側ののり面を補強したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。申請番号4番について報告いたします。 場所については、地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地と判断します。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	17番、関根です。4番についてご説明いたします。 地図2ページで、右側中央、円の中の一部なのですが、国道51号線[REDACTED]から大洗方面に向かって100メートルくらい進んだところの左側、[REDACTED]に入ってくるところに[REDACTED]の前を通過しまして、その地点から2キロくらい進んだところ、道路の右側に当たります。渡人の[REDACTED]さんと受人の[REDACTED]さんは近所の間、知人の間でございます。このたび、[REDACTED]さんが所有する住宅が、かなり1メートル70近くくらいの落差があるところで、隣には山崎さんのハウスも建っており、地震が起きたら建物が傾斜した場合にとんでもないことになってしまうということを聞いておりました。この土地を、のり面工事をしたいという

		ことなので、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議	長	それでは、番号４番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号４番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号４番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号５番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局 番号５番，権利，使用貸借。申請地，XXXXXXXXXX， 地目，畑，面積７４６平方メートル。使用借人，XXXXXXXXXX， XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX設，代表取締役，XXXXXXXXXX。使用貸人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用施設，駐車場，７４６平方メ ートル。事由，電気業を営んでおりますが，現在利用している駐車 場が手狭なため，申請地に新たな駐車場を整備したい。詳細につき ましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。なお，地元委員も兼ねており ますので，続けてご説明をお願いいたします。
小沼正委員		１１番，小沼です。申請番号５番について報告いたします。地元 委員も兼ねていますので，現地調査と併せて説明いたします。 去る１月１５日に，９番，長峰委員，１０番，森作委員，１１番， 小沼と事務局で現地調査を行いました。場所については，地図３ペ ージの左側になります。申請地は，住宅と山林に囲まれた地域にあ る集団性の低い農地であり，農地区分は第２種農地と判断しまし た。農地転用基準からの意見として，転用目的，位置環境，実現の 確実性，計画面積など，いずれも適と認め，３人の総合意見として 可と判断しましたので，報告いたします。

		続きまして、地元委員として説明いたします。 まずは、大洗鹿島線■■■■駅より北東に600メートルの位置になります。電気工事業を営んでおりますが、現在利用している駐車場が手狭なため、申請地に新たな駐車場を整備したいとことです。細長い土地で傾斜地であり、畑としての利用価値は少ないと思います。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定することにいたします。 (議案第4号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	続きまして、議案第4号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	関連があるので、番号1番、番号2番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、番号2番について、続けてご説明いたします。 番号1番、届出地、■■■■，田，1，485平方メートル。同じく194-1，田，1，303平方メートル。計2筆2，788平方メートル。申請人，■■■■，■■■■。

	続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]、田、538平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。事由は、全て湿田解消・高低差解消。期間につきましても、全て令和7年3月1日までとなっております。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。1番、2番について報告いたします。 去る1月15日、9番、長峰委員、10番、森作、11番、小沼委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図3ページの右側の位置になります。申請地は高低差があるもので、高低差のある農地の解消のための行為であり、農地改良の制度の要件から判断いたしまして、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可といたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。1番、2番について、一括して説明します。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページ右側になります。県道110号線飯名交差点より水戸方面へ500メートルほど右側の県道沿いになります。以前何度か出ている案件と同様ですが、[REDACTED]さんが水田にバークを入れ、高低差解消を図っていきまして、1年ぐらいそのまま置いておいて、後々ハウスを建設する予定ということでした。作物は、イチゴ、イチジクなどの栽培を検討しているということです。 また、2番についてですが、先ほど3条4番の[REDACTED]さんから売買する土地、地続きなので、同じようにバークを入れてするということでした。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
関根薫委員	どうぞ。 17番の関根です。2番について、ちょっと質問したいのですが、私もおそこは何回か通って、松の皮か、木のチップを入れているというのは分かるのですが、そのチップ自体が見方によれば産廃に見えたりするのですよね、見る角度で。堆肥と言われれば、堆肥のチップも世の中存在はしているのは事実あるのですけれ

	ども。 あと、もう一つなのですけれども、実際その土地を最終的に、あそここのところをハウスか何かやるのだらうと思うのですけれども、実際また東京あたりでチップを入れる業者がいたらしい。その業者さんと依頼主さんが、例えば大型の10トンタンクに、厳密に言えば1台幾らという対価を普通は払うのですよね、本来だったら。いいものというか、問題がなければ。でも、これが産廃となれば、逆にお金をもらうケースも世の中存在しているというのも事実あるのです。その辺ちょっと、事務局なりにちょっとお尋ねします。どうですか。
議 長	では、事務局、どうぞ。
事 務 局	農地係の■■■■です。一応先ほどのご質問なのですが、申請のほうで何度か以前もあった場所なのですけれども、■■■■という会社から木材チップを購入して、この盛土という行為を行っているということなので、産廃を入れているわけではないというのは、申請のほうで一応確認はしております。 あくまで高低差を解消するために盛土をしている木材チップなので、現況の土を掘って、チップについては耕作への影響はない。下のほうに埋立てをして、上には元々あった土を覆ったというふうな申請で審査し、いろんな状況を見てこうなりますので、産廃を処分するための行為ではないというふうに事務局としては把握しているところです。 以上でございます。
関根薫委員	すみません。丁寧な説明ありがとうございました。
議 長	今の件で言うと、それは今関根さんが言うように、産廃であればお金をもらう、産廃でなければお金を買うほうが出すから、そうすると分からないけれども、それは■■■■というところは、直接農業委員会に申請に出せば、それで済むもの。それとも環境課、あっちのほうの申請は関係ないの。その材料をどこから持ってくるとか何とかといって、そういったやつは関係ない。あくまでも農業委員会だけで協議して終わり。
事 務 局	こちら側については、いわゆる土で盛土する場合もそうなのですけれども、購入するという形になるので、それが木材であるというのは、変わらないのですが環境課のほうの盛土のほうのものについては、農地改良というのは一応適用除外になっているので、生活環境課自体に届出をするという申請はないのですが、盛土行為に関しては茨城

	県のほうに届出というのを一応するような形になりますので、これは今、関根委員がおっしゃっていた産廃等を捨てられないようにするために、必ずどこの場所からどこの農地、場所へきちんと運んでいるかというのを届けて、茨城県に託すというような、これは許可ではないので、あくまで届出をするということになっていますので、市としては農業委員会だけでしか受付していないというのが現状です。一応ご案内は県のほうに。
議 長	県のほうには届出はしているという。
事 務 局	はい。
議 長	では、そういうことで分かりましたでしょうか。今の説明で。
関根薫委員	その■■■■■というのは、■■■■■、実際入れている。
議 長	はい。
関根薫委員	その実際それ媒介に、厳密に言えば、その納品書なり領収書なり本来は発生するのでしょうかけれども、でも実際その■■■■■というのは道路を造っても何しても、伐採とかそれを専門にやっている会社なのですよ。■■■■■では、かなり日本国内にないような、そういう立っているような木を巻き込んでやるというような、外国でカナダ辺りで使っているような機械を導入してやっているのですね。だけれども、それやればチップも当然出るわけで、その捨て場に俺は利用されてしまっているのかなというのが一つ疑念にありました。ごめんなさい。
議 長	それは、確かにそういうことはあるけれども、一応県のほうに届けて許可をもらっているというのだったら、最終的には県のほうで判断すると。どっちにしろ、それは作物を作っていて何年かたつと、ただ言われたとおりに東京残土みたいなものでなくチップだから、これが腐れば当然作物はできなくなってしまうから、またかさ上げて。ただ、それが水が浸透して、上は地面が乾燥していくような、そういう状況でその材料がいいということで、多分導入したと思いますからね。多分そういうことでしょうか。そういうことで、よろしいでしょうか。 そのほかに何かありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 それでは、これより採決いたします。 番号１番、２番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号１番、２番を協議どおり同意することに決定いたします。 (議案第５号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きまして、議案第５号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事 務 局		申請件数につきましては１１件、合計で４１筆、面積８万２、１７３平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借２０筆、使用貸借２１筆となっております。内訳につきましては、新規２９筆、再設定１２筆となっております。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第５号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第6号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第6号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては5名、筆数は15筆で、合計面積は3万6,377平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年1月24日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (議案第7号 農業委員会事務局職員の人事に

		ついて)
議 長		議案第7号 「農業委員会事務局職員の人事について」を議題といたします。
議 長		事務局に説明させます。
事 務 局 長		農業委員会の事務に従事させる職員につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定によりまして、農業委員会が任免する規定になっております。 銚田市においては、毎年4月1日付で職員の人事異動が行われており、定期人事異動の内示につきましては、例年でありますと3月下旬に発令されております。 農業委員会事務局職員の定期人事異動について、市長との交渉・調整につきましては、農業委員会を代表して、飯岡会長並びに草野代理、小沼代理に一任していただければと考えております。よろしくお願いいたします。
議 長		それでは、職員の人事異動については、ただいま事務局で説明したとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長		お諮りいたします。ただ今の事務局の説明のとおり、4月1日付の農業委員会事務局職員の定期人事異動に伴う、市長との交渉・調整については、会長並びに会長代理に一任ということで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議ないものと認め、会長並びに会長代理に一任させていただくことに決定いたします。 事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。
事 務 局 長		4月1日付で農業委員会事務局職員に人事異動があった場合においては、異動の辞令交付は、4月1日付で会長から交付になっておりますが、農業委員改選のため会長が決定するまで交付できない

議 長	状況となっております。今回の4月1日の人事の辞令交付に限り、事務局長から代理で交付させていただきたいと思っております。 なお、4月の定例総会において、農業委員会の承認を追認で受けることとなります。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
	ただいま事務局長の説明のとおりでございます。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	5件の届出がございました。6筆で面積は3万2,911平方メートル。いずれも合意解約となっております。 以上でございます。
	(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	8件の届出がございました。61筆で、面積につきましては合計で14万3,844平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。

	(報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の許可処分を行っております。番号1番、公売落札によるものとなっております。 以上でございます。
	(報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議 長	続きまして、報告第4号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より2件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、畑から原野への変更。番号2番、1筆で地目、畑から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和6年12月26日、令和7年1月8日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 事務局、どうぞ。

事務局	お手元に配付してあります全国農業新聞の記事、こちら1月11日のものになるのですけれども、農業者年金の記事にされております。取材は箕輪委員が受けておりますので、後で御覧いただきたいと思います。農業者年金の推進も、引き続きご協力をいただければと思っております。 以上でございます。
議長	そのほか。 はい、どうぞ。事務局。
事務局	すみません。私のほうから一番最後にA3のカラーの地図と、回覧と書いてある書類のほうについてちょっとご説明させていただきたいと思います。 こちら回覧のほうなのですが、農業振興課のほうで先日各地区に配布のほうをさせていただいているそうです。こちらについては、昨年8月末から各地区で座談会のほうを行っていただいていたと思うのですけれども、そちらの地域計画の案について確認したいということで、今回のちょっと地図のほうも併せて見ていただきたいのですが、担い手の色分けのほうが水色、赤、緑、黄色で、認定農業者が青、基本構想水準到達者が赤、認定新規就農者が緑、そのほかの地域内農業者が黄色という形で色分けをさせていただいております。こちらの青、赤、黄色については農業振興課で把握しておりますので塗ることができているのですが、この黄色の地域内農業者というのは、いわゆる座談会のほうに出席していただいた農家の方で認定農業者等々に該当しない方になります。この中にいらっしゃらない農家さんがいた場合に、農業振興課のほうに届出のほう、連絡等をしていただいて、こちらの色塗りのほうをさせていただきたいというような趣旨の回覧となっております。 なぜこれをしないといけないのかといいますと、今後あらゆる農業に関する補助金等が、この地域計画というものが、担い手の名簿というものがあるのですけれども、それと紐づく形になるので、この名簿のほうに記載がない農家さんがもしいらっしゃった場合に、補助金を受けていなかったりというデメリットを受ける可能性があるということになりますので、委員さんのほうに地元の農家さんから聞かれたりとか、そういう機会があったときには、そういったことであるというのをご説明していただきたいということで、ちょっとお配りしております。 このカラーの地図のほうは、今現状作成している高田、串挽上、串挽下、堀の内地区の現状の参考になる色分けした地図になるのですが、こちらが公表されて、33地区されるような予定になっております。

	併せまして、2月の定例総会において、この地域計画の意見を農業振興課のほうから求められておりますので、議案書配付を21日に行うのですが、そのタイミングで座談会に出席した地区の計画を皆さんに配付しますので、総会前に一度目を通していただいて、何かご意見等がありましたら総会でちょっと発言をしていただくというような流れで考えておりますので、一応ご自身が参加した座談会の地区は基本的に確認していただくというふうに考えておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 以上になります。
議 長	そのほか、何かありましたらお願いします。 はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。この今、地域計画の地図なのですけども、これ色がついていないところというのは、まだどういった内容かというのが分かっていないところですか。
事 務 局	そうですね。こちらのほうの色分けがされていないところは、担い手が作っていない農地、いわゆる今後検討している農地というものになるのですけれども、実際は多分誰かが、大きい農家さんが作っている場所もあると思うのです。そういったものを、事前に農業振興課のほうに届出をして、この農地は自分が作っているというのであれば、利用権設定今回出ていると思うのですけれども、その申請をしていただいてというのをしないと、ちょっと色分けができなかったりする部分があるので、何もついていないところは担い手ではない普通の方が作っているという農地になっているということです。 本来であれば、目標地図というもののなので、10年後に誰が作っていくのかを示していくものなのですけれども、現状は現在作っている人の地図として色分けするという段階なので、来年度以降に、ではこの色が塗っていないところを10年後は誰が作っていくというのを決めていく話合いをしていくというものであって、今の時点では現況地図として見てもらえればと思います。なので、この塗っていないところは、10年後誰が作るとか決まっていないところというふうな認識でいいと思います。 以上でございます。
箕輪美代子委員	皆さんで地域計画のあれをアンケート取ってやると。それで、やっていないのは認定農業とか3町歩以上の方たちなのですけども、それ以外の小さな農家の方のやつはここに入っていないのでしょ

事 務 局	おっしゃるとおり、耕作3町歩以上の農家の方も万が一来ていなかったら黄色い色で染まっていないということになる。もしくは、この基本構想水準到達者の方としてなっていない方とかが塗られていないというふうになってしまっているの、今後何かしらの補助金等を受けたいという予定がある方は必ず農業振興課に申し出ていただいて、名簿に加えていただくようにしていただきたい。 ちょっとさっき説明でき損ねてしまったのですけれども、番号で振られている、ちょっと小さくて見づらいと思うのですが、これがその農家の方の通し番号です。基本的に公表する際は、個人名のほうは出せないというふうになっていますので、現在で鉾田市全域で1,000件ぐらいの担い手の方の登録者名簿になり、それ以外の農家の方は登録がされていないので、そういった方が申請のほうをするようにしていただきたいという回覧になりますので、認定農業者になっている方は大丈夫ですが、そうでない方はできるだけご相談していただくようにご案内していただければと思います。 以上でございます。
議 長	はい、どうぞ。
関根薫委員	すみません、度々。農林水産省からこういう特定調査のやつが、5年に1回ぐらいの調査票が来ているのね。これと、今回の地域座談会でやって、それは別でやっているのだけれども、最終的に農水省はどういう考えしているのですかね、これ。
海老原康廣委員	5年に1回。
関根薫委員	そう。これで結局データを向こうで見るとして、全部分かるまで調べてみろと。こんなの、だからちょっと納得できないところがあるのだよね。すみません。
事 務 局	この農林水産省の各調査、5年に1度のものだと思うのですけれども、こちらで調査しているのはまず農業をやっているかどうかとか、あと収入とか、細かい要綱はあると思うのですけれども、あくまで担い手として経営規模を拡大していくとか、そういう根拠があるかというのはちょっと私も分からないのですが、それはそれとして調査をこの間タブレットを使って皆さんに行ってもらっていて、5年に1回の調査項目というのは、農家のそういう5年に1回やっている統計調査でありますので、それとは別で各地域ごとに担い手が減っている中で、誰がその農地を集約化していくかというのを進めていくのが地域計画に書かれているものになるので、統計とちょ

	っとまた意味合いが違ったものになるので、廃業するという方も確かに農林センサスのほうに回答している方もいれば分かるかもしれないのですけれども、それとは別で、10年後は縮小して農業を辞めるという回答をしている農地については、では誰が引き継いでいくのかとか、そういったことを毎年1回は各地区で話し合いをして、大きい担い手さんが作っていくのかというのを決めていくというふうになっていくので、ちょっと統計調査とは、今回の地域計画というのは全く別物だというふうに考えていただければいいのかなと。最終的には一緒にできればいいと思うのですけれども。 以上です。
議 長	大体今の説明でどうでしょう。農水省のやっぱりやるものをやったほど、市でやっている農業委員会のさっき言った何だっけ、農業振興課、やっている人ほど、やはりいろいろ個別個別やれとは言われているのだよな。それを大まかにやっているだけだけれども、それがどれだけのものか、それが分からなくなってしまうと、我々が書くほうにしてみれば。何を根拠にしておこなってしまうから、ある程度そういうところはもう国のほうで、ある程度一度にまとめてやってもらえるなら、そういう形を取ってもらわなければしょうがないよ。我々が結局こんなことをやっていたのでは仕事にならないだろう。一生懸命畑やらなければならぬもの。書類書きなんかやったってしょうがないのだよ。 そういうところで、そういう話は会長会議で、私もそういう話はしてきますよ、県のほうに。もちろん県のほうから、農業会長会議には国の農業会議所の事務次官というのが、事務長官というのかな、ああいう人が来るから、そういう人たちに強く言っておきますので。だけれども、やっぱり我々があっちのほうからこっちのほうから同じような書類が出て、それを何してやっているのか、おまえらそんなに暇なのかと言われてしまうから、出すほうはよ。 そういうことで、ひとつ納得していただければ。いろいろな意見はあると思いますが、会ったときに言っていただければ、今度の集まりに行ったときにそういう話は酔った勢いで偉い人関係なく言ってしまうから。そういう酔った勢いでもないのだけれども、しかしそういうやつは言わないけれども、訳が分からないから。だから、それは説明してきますよ。 そういうわけで、そのほかの意見何かありますか。どうでしょうか。海老原委員が時計見ているようだけれども。
議 長	分かりました。 では、その他のご意見はないようなので、以上で議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、銚田市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時15分 閉 会

署 名 人

議長（会長）

2番 委 員

3番 委 員